

簡易専用水道検査区域拡大のお知らせ

大阪府、兵庫県、京都府、奈良県及び和歌山県で、簡易専用水道の管理を行われている事業者様、1年以内に1回の法定検査はお任せください。

平成25年3月1日付で、簡易専用水道検査区域を従来の検査区域に加えて、兵庫県、京都府、奈良県及び和歌山県全域を厚生労働省へ追加登録しました。

当所は、昭和54年より厚生労働大臣による指定検査機関として簡易専用水道検査に従事させていただいており、平成16年3月31日の登録制度への移行後も大阪府下の公共施設をはじめ、多くの民間建築施設の簡易専用水道検査を実施し、毎年約3000施設からの検査依頼に対応させていただいております。

このたびの、簡易専用水道検査区域の拡大をお知らせさせていただくとともに、お客様からの信頼を損なうことなく、より細やかなサービスを充実させ、お客様のご要望にお応えしていきたいと考えております。

簡易専用水道検査とは

市町村などの水道事業者から供給される水を水源とする飲料水の供給施設のうち、受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるものが対象となります（水道法第3条第7項施行令第2条）。

簡易専用水道の設置者は、給水施設の管理状況等について1年以内に1回定期的に地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査を受検する義務があります（水道法第34条の2及び水道法施行規則第56条）。